

消食表第 2 5 号
4 新食第 2 3 8 6 号
4 消安第 5 7 1 2 号
4 農産第 4 2 8 4 号
4 畜産第 2 2 2 5 号
4 林政経第 8 5 7 号
4 水漁第 1 3 8 7 号
令和 5 年 1 月 2 6 日

日本小売業協会会長

消費者庁食品表示企画課長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
農林水産省農産局穀物課長
農林水産省農産局園芸作物課長
農林水産省農産局果樹・茶グループ長
農林水産省農産局地域作物課長
農林水産省農産局農産政策部企画課長
農林水産省畜産局牛乳乳製品課長
農林水産省畜産局食肉鶏卵課長
林野庁林政部経営課長
水産庁漁政部加工流通課長

生鮮食品の原産地表示の関係法令の遵守について

日頃より、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく適正表示の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、農産物、畜産物及び水産物といった生鮮食品の原産地表示につきましては、食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づき、国産品にあつては都道府県名（農産物）、国産である旨（畜産物）又は水域名若しくは地域名（水産物）、輸入品にあつては原産国名の表示が義務付けられています。

しかしながら、昨今、全国各地において、生鮮食品の原産地について事実と異なる表示をして販売していたとして、食品表示法に基づく指示・公表等が行われる事案が連続して発生しています。

原産地について事実と異なる表示をして販売する行為は、生鮮食品を始めとする食品の表示に対する消費者の信頼を揺るがしかねないものであり、あってはならないことです。

食品表示は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し、重要な役割を果たしており、その適正を確保することで、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することから、食品関連事業者自らが適正な表示に取り組むことが求められております。

消費者庁及び農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導による適正の確保を徹底してまいります。農産物、畜産物及び水産物の生産、流通及び販売に携わる貴会におかれましても、今一度、会員に対し、取り扱う生鮮食品の原産地表示に当たっては、産地伝達の確認を徹底するとともに、食品表示法を始めとする表示関係法令の遵守の意識の浸透を徹底していただくよう、会員に対する特段の御指導をお願いいたします。